

福井県保険者協議会専門部会設置運営要綱

(目的)

第1条 福井県保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき、福井県保険者協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置し、福井県保険者協議会（以下「協議会」という）から付託された事項について検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(任務)

第2条 専門部会は、保険者の連携協力に係る次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 保健事業に関する情報の収集
- (2) 保険者間における保健事業の共同実施
- (3) 医療費データ等に関する情報の収集
- (4) 各保険者間における医療費データ等の共同分析
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 専門部会は次の区分による若干名の委員をもって構成する。

- (1) 国民健康保険市町を代表する者
- (2) 健康保険組合連合会を代表する者
- (3) 全国健康保険協会福井支部を代表する者
- (4) 各共済組合を代表する者
- (5) 国民健康保険組合を代表する者
- (6) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (7) 後期高齢者医療広域連合を代表する者
- (8) 福井県

2 第3条第1項第8号に掲げる委員は、特別委員とする。

3 専門部会は、必要に応じて福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、福井県栄養士会、学識経験者等の助言及び参画を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 専門部会には、部会長1名、副部会長2名を置くこととし、委員の中から互選する。

2 部会長は、部会の会務を掌理し、専門部会の座長となる。

3 部会長に事故あるときは、副部会長がその職を代理する。

(事務局)

第6条 専門部会の事務局は、福井県国民健康保険団体連合会に置くものとする。

(会議)

第7条 会議は必要に応じて協議会会長が召集する。

2 専門部会は、会長が互選されるまでの間、福井県国民健康保険団体連合会理事長が招集する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 8月1日から施行する。